京都大学心の先端研究ユニットに係る心理学研究に関する倫理審査規定

2011年6月18日　心の先端研究ユニット制定

2014年2月16日　心の先端研究ユニット改訂

（目的）

第１条　本規定は、京都大学心の先端研究ユニットに所属する教員およびその指導する大学院生、学部生等が行う心理学研究について、科学的合理性及び倫理的妥当性についての審査を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

（対象とする倫理指針）

第２条　本規定で審査を実施する研究は、京都大学心の先端研究ユニットに係る心理学研究倫理指針及び申請者の所属学会が定めるところの倫理指針に準拠する。

（京都大学心理学連合倫理審査委員会）

第３条　心理学研究に対して、当該研究計画の倫理上の問題点の有無について審査を行うために、京都大学心の先端研究ユニット倫理審査委員会運営要項に従い、京都大学心の先端研究ユニット倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（申請）

第４条　心理学研究を行おうとする者で本倫理委員会での審査を希望する者（以下「申請者」）は、当該研究計画の申請書（様式１）に必要な書類を添えて委員会に提出し、審査を受けることができる。

（審査）

第５条　委員会は、前条の申請があったときは、次の各号に掲げる観点に留意して審査を行うものとする。

（１）心理学研究の対象となる個人（以下「対象者」）の人権擁護及び個人情報の保護への配慮の有無

（２）対象者に理解を求め同意を得る方法の妥当性

（３）対象者への危険性に対する配慮の有無

（４）心理学的貢献度

（承認期限と承認の更新）

第６条　研究計画の承認期限は、最長5年間を限度とし、当該研究計画の実施期間とする。研究計画承認期限は次の各号に掲げる原則に従うものとする。

（１）修士課程大学院生による研究は修士課程の正規の在籍期間（2年間）

（２）博士後期課程学生による研究は博士後期課程の正規の在籍期間（3年間）

（３）学術振興会特別研究員など研究員による研究は研究員としての在籍期間

（４）科学研究費等外部資金による研究は、当該外部資金の当初の交付予定期間

２　研究期間が承認期限を越えて継続する場合、当該研究計画の申請書（様式１）により、承認の更新を申請しなければならない。

（研究計画の変更）

第７条　申請者が承認された研究計画の実施に際して内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更申請書を委員会に提出し、審査を受けなければならない。

２ 委員長は、前項の申請を受理したときは委員会を開催して審査し、判定結果を審査終了後すみやかに申請者に通知しなければならない。

第７条の２　申請者が以下の各号に掲げる研究計画の変更をしようとするときはあらかじめ変更計画書を委員長に届け出るものとし、提出書類の回覧をもって委員会の開催に代えることができる。

(1) 研究期間の延長（当初研究計画期間から一年を超えないもの）

(2) 人事異動等に伴う研究者の変更

３ 委員長は特に必要と認める場合は研究計画変更の停止を命じ、変更計画につき委員会の審査に付さなければならない。

（再審査）

第８条 申請者は、審査の判定結果に異義があるときは、必要な修正を行って再審査を求めることができる。

２ 委員長は、前項の申請を受理したときは必要に応じ委員会を開催して審査し、判定結果を審査終了後すみやかに申請者に通知しなければならない。

(規定の改廃)

第９条 本規定の改廃は、ユニット運営協議会の議を経ておこなう。